鹿児島県	屋久島町	屋久島町簡易水道事業特別会計	28.5
鹿児島県	屋久島町	屋久島町船舶事業特別会計	54.6
鹿児島県	瀬戸内町	瀬戸内町船舶交通事業特別会計	23.4
鹿児島県	瀬戸内町	瀬戸内町農業集落排水事業特別会計	43.9
鹿児島県	瀬戸内町	瀬戸内町簡易水道事業特別会計	86.2
沖縄県	渡嘉敷村	航路事業特別会計	0.6
沖縄県	座間味村	航路事業特別会計	5.7
沖縄県	座間味村	簡易水道事業特別会計	12.6
沖縄県	伊是名村	船舶運航事業特別会計	19.9

（注）資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

(3)　一部事務組合等

（単位：％）

都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	資金不足比率
北海道	利尻島国民健康保険病院組合	利尻島国保中央病院事業会計	7.8
青森県	公立金木病院組合	病院事業会計	95.6
青森県	青森県新産業都市建設事業団	金矢工業用地造成事業	24.5
青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	383.5
青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	563.4
青森県	一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	45.1
青森県	北部上北広域事務組合	病院事業会計	23.1
秋田県	北秋田市上小阿仁村病院組合	北秋田市上小阿仁村病院組合病院事業会計	14.3
福島県	相馬方部衛生組合	公立相馬総合病院事業会計	14.3
長野県	伊南行政組合	伊南行政組合病院事業会計	2.1
和歌山県	公立紀南病院組合	病院事業	0.8
和歌山県	新宮周辺広域市町村圏事務組合	新宮広域圏公設地方卸売市場事業特別会計	4.0

（注）資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

○総務省告示第百二十四号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件（平成十六年総務省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

第一章第2節第9の＜注9＞の5中「第52及び第56」を「第53及び第57」に改める。

第一章第2節第12の2の(1)中「第92」を「第95」に、「第101」を「第104」に改め、同節第12の2の(4)中「第90」を「第93」に改め、同節第12の2の(9)中「第81」を「第82」に改める。

第一章第2節第15の1の(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

第一章第2節第16の1の(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13)　資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの

第一章第2節第19の＜注12＞の2の(1)中「第84」を「第85」に改める。

第一章第2節第20の＜注13＞の(1)中「第84」を「第85」に改め、同節第20の＜注13＞に次のように加える。

(4)　「第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第一章第2節第21の＜注14＞中「第84」を「第85」に改める。

第一章第2節第24の(2)中「第84」を「第85」に改め、同節第24の(3)中「第85」を「第86」に改め、同節第24の(4)中「第86」を「第87」に改め、同節第24の(6)の次に次のように加える。

(7)　「第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第一章第3節第29の＜注21＞中「リース資産の表示方法」を「リース取引」に、「1　ファイナンス・リース取引」を「　ファイナンス・リース取引」に改め、同節第29の＜注21＞の2を削る。

第一章第12節第7款第116の(3)のイ中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、同款第116を第118とする。

第一章第12節第7款第115の2中「(注70)」を「(注76)」に改め、同款第115の＜注70＞を＜注76＞とし、同款第115を第117とする。

第一章第12節第7款第114中「第76」を「第77」に改め、同款第114を第116とする。

第一章第12節第6款第113の1中「(注69)」を「(注75)」に改め、同款第113の＜注69＞を＜注75＞とし、同款第113を第115とする。

第一章第12節第6款第112中「(注68)」を「(注74)」に改め、同款第112の＜注68＞を＜注74＞とし、同款第112を第114とする。

第一章第12節第5款第111を第113とし、同款第110を第112とする。

第一章第12節第4款第109を第111とし、同款第108を第110とする。

第一章第12節第3款第107の1中「及び少数株主持分損益」を「を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益」に改め、同款第107を第109とする。

第一章第12節第3款第106を第108とし、同款第105を第107とし、同款第104を第106とする。

第一章第12節第2款第103の2中「(注67)」を「(注73)」に改め、同款第103の＜注67＞を＜注73＞とし、同款第103を第105とする。

第一章第12節第2款第102の1中「(注66)」を「(注72)」に改め、同款第102の＜注66＞を＜注72＞とし、同款第102を第104とする。

第一章第12節第2款第101を第103とする。